

◎武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案新旧対照表

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（捕虜収容所）</p> <p>第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（防衛出動）</p> <p>第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ。</p> <p>一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のため</p>	<p>（捕虜収容所）</p> <p>第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（防衛出動）</p> <p>第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ。</p>

に活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態

2  
〔略〕

第九十四条の二 〔略〕

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づき命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができ。

一 〔略〕

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の七 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態にお

2  
〔略〕

第九十四条の二 〔略〕

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づき命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができ。

一 〔略〕

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の七 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上

る外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号から第五号までにおいて同じ。）

二 五 〔略〕

2 5 4 〔略〕

輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号から第五号までにおいて同じ。）

二 五 〔略〕

2 5 4 〔略〕

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第百十五條の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四條及び第五條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第六号に規定する抑留対象者をいい、同法第四條の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第百十五條の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四條及び第五條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第四号に規定する抑留対象者をいい、同法第四條の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態、武力攻撃危機事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第三号及び第八号口(1)を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 [略]

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(武力攻撃危機事態を除く。)をいう。

三 武力攻撃危機事態 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいう。

四 [略]

五〇七 [略]

八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 [略]

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

[新設]

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

四〇六 [略]

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (3) [略]

ロ 武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃であつて、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つたもの（以下「危機事態武力攻撃」という。）を排除するとともに、我が国に対する外部からの武力攻撃の発生に備えるために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する次に掲げる行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(i) 自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動

(ii) 日米安保条約に従つて武力攻撃の発生に備えるために必要な行動

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置  
ハ 武力攻撃及び危機事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃及び危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (3) [略]

[新設]

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1)・(2)〔略〕

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

第三条〔略〕

2・3〔略〕

4 武力攻撃危機事態又はこれに引き続き武力攻撃が発生した事態においては、危機事態武力攻撃及び武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、危機事態武力攻撃及び武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に適切合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

5〔略〕

(国の責務)

第四条〔略〕

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行う武力攻撃事態等への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

(対処基本方針)

第九条〔略〕

- (1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
- (2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

第三条〔略〕

2・3〔略〕

〔新設〕

4〔略〕

(国の責務)

第四条〔略〕

〔新設〕

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等へ



2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が次に掲げる事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

(1) 武力攻撃事態 (2)に掲げるものを除く。)

(2) 第三条第四項に規定する事態

(3) 武力攻撃予測事態

ロ 事態がイ(1)又は(2)に掲げる事態であると認定する場合にあつては、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除し、我が国を防護するため武力の行使が必要であると認められる理由

二・三 〔略〕

3 前項第一号イ(1)又は(2)に掲げる事態においては、対処基本方針には、同項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一～五 〔略〕

六 防衛大臣が武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 第二項第一号イ(1)又は(2)に掲げる事態においては、対処基本方針

の対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

二・三 〔略〕

3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一～五 〔略〕

六 防衛大臣が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもの

には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条及び次条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 〔略〕

5 5 〔略〕

〔防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供〕

第九条の二 政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四

のほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 〔略〕

5 5 〔略〕

〔新設〕

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四

十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第五号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2  
〔略〕

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

一 〔略〕

二 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは危

十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第四号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2  
〔略〕

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

一 〔略〕

二 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支

機事態武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、国際連合憲章第五十一条(武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項)の規定に従つて、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制(以下「事態対処法制」という。)の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施が確保されたものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を

講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態等への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第二十二條 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

ニ 輸送及び通信に関する措置

ホ 国民の生活の安定に関する措置

ヘ 被害の復旧に関する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円

〔削る〕

〔削る〕

第三章 〔略〕

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十一条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 〔略〕

滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く。）

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ロ 電波の利用その他通信に関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

（事態対処法制の計画的整備）

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

第四章 〔略〕

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 〔略〕

(緊急対処事態対処方針)

第二十二條 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において第九條第二項第一号イ(1)又は(2)に掲げる事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 〽 12 [略]

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十三條 [略]

(準用)

第二十四條 第三條（第二項、第三項ただし書、第四項及び第七項を除く。）、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「、武力攻撃」とあるのは「、緊急対処事態における攻撃」と、第四條第一項中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関

(緊急対処事態対処方針)

第二十五條 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 〽 12 [略]

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十六條 [略]

(準用)

第二十七條 第三條（第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。）、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「、武力攻撃」とあるのは「、緊急対処事態における攻撃」と、第四條中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関する対処基本方

する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事  
態対処方針」と、第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊  
急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、  
第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処  
方針」と読み替えるものとする。



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十章〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃及び危機事態及び危機事態武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章〔略〕</p> <p>第十一章 事態対処法の一部改正（第百九十五条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「武力攻撃危機事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「危機事態武力攻撃」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第四号を除く。）及び第八号口(1)、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2  
〔略〕

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃及び危機事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃及び危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで（第三号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2  
〔略〕

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃又は危機事態武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(武力攻撃等の状況等の公表)

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

(基本指針)

第三十二条 [略]

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 [略]

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための

[新設]

[新設]

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(武力攻撃等の状況等の公表)

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 [略]

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための

措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態の想定に関する事項

三〇七 〔略〕

三〇六 〔略〕

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃及び危機事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 〔略〕
- 二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃が発生したと認められる地域

三 〔略〕

3 〔略〕

措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三〇七 〔略〕

三〇六 〔略〕

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

三 〔略〕

3 〔略〕

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十三条 [略]

2・3 [略]

4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃又は危機事態武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条 [略]

2・6 [略]

7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃又は危機事態武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防止し、及び軽減しなければならない。

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第四百四条 武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画(特定

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十三条 [略]

2・3 [略]

4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条 [略]

2・6 [略]

7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防止し、及び軽減しなければならない。

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第四百四条 武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画(特定事業者が指定公共機関又

事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部」とする。

(武力攻撃原子力災害への対処)

第五十五条 原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第九十二条第二号において同じ。)は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下同じ。)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事

は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部」とする。

(武力攻撃原子力災害への対処)

第五十五条 原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第九十二条第二号において同じ。)は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所(同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下同じ。)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条に

をいう。以下この条において同じ。）、所在市町村長（同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。）並びに関係周辺都道府県知事（同条第二項の關係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の關係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。

2～6 〔略〕

7 対策本部長は、第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告があつた場合において、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴つて放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならぬ。

一 武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴つて原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害（以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。）の発生又はその拡大を防止するための応急の対策（以下この条において「応急対策」という。）を実施すべき区域（以下この条において「応急対策実施区域」という。）

二・三 〔略〕

において同じ。）、所在市町村長（同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。）並びに関係周辺都道府県知事（同条第二項の關係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の關係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。

2～6 〔略〕

7 対策本部長は、第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告があつた場合において、武力攻撃に伴つて放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。

一 武力攻撃に伴つて原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害（以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。）の発生又はその拡大を防止するための応急の対策（以下この条において「応急対策」という。）を実施すべき区域（以下この条において「応急対策実施区域」という。）

二・三 〔略〕

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第二条に規定するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2・3 〔略〕

(感染症等の指定等の特例)

第二百一十一条 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第二条に規定するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2・3 〔略〕

(感染症等の指定等の特例)

第二百一十一条 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃



又は危機事態武力攻撃に伴って既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百二十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、「同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とする。

2 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴って検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病（同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認め

に伴って既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百二十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、「同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とする。

2 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病（同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十

めるときは、同法第三十四条の規定にかかわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章（第三十四条の二から第四十条までを除く。）の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に伴って感染性の疾病（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項のA類疾病（以下この項において「A類疾病」という。）及び同条第三項のB類疾病を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第十二号の規定にかかわらず、当該疾病をA類疾病として指定することができる。

（国、地方公共団体等の責務）

第七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態（事態対処法第二十二條第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置（緊急対処事態対処方針（同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。）が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第百

四条の規定にかかわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章（第三十四条の二から第四十条までを除く。）の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って感染性の疾病（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項のA類疾病（以下この項において「A類疾病」という。）及び同条第三項のB類疾病を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第十二号の規定にかかわらず、当該疾病をA類疾病として指定することができる。

（国、地方公共団体等の責務）

第七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態（事態対処法第二十五條第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置（緊急対処事態対処方針（同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。）が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第

八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二條第三項第二号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に關し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に關し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 4 [略]

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第八十一条 緊急対処事態対策本部(事態対処法第二十三條第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。)は、事態対処法第二十四條において準用する事態対処法第十二條第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 [略]

2 [略]

(準用)

第八十三条 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節(第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。)

百八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十五條第三項第二号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に關し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に關し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 4 [略]

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第八十一条 緊急対処事態対策本部(事態対処法第二十六條第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。)は、事態対処法第二十七條において準用する事態対処法第十二條第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 [略]

2 [略]

(準用)

第八十三条 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節(第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。)



第九十七條第七項、第四百七條、第四百五條	〔略〕	第四十四條第二項第二号	〔略〕		
武力攻撃又は危機事態武力攻撃に	〔略〕	武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃が	〔略〕	〔略〕	
緊急対処事態における攻撃に	〔略〕	緊急対処事態における攻撃が	〔略〕	〔略〕	項において準用する場合を含む。）の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案

第九十七條第七項、第四百七條、第四百五條	〔略〕	第四十四條第二項第二号	〔略〕		
武力攻撃に	〔略〕	武力攻撃が	〔略〕	〔略〕	
緊急対処事態における攻撃に	〔略〕	緊急対処事態における攻撃が	〔略〕	〔略〕	項において準用する場合を含む。）の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案

第一項及び第七項、第七百七条第一項並びに第二百一十一条	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

第一項及び第七項、第七百七条第一項並びに第二百一十一条	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第十一章 事態対処法の一部改正

第百九十五条 事態対処法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「補則（第二十五条）」を「緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）」に改める。

第二十四条を削る。

「第四章 補則」を「第四章緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置」に改める。

第二十五条第一項中「図るため」の下に、「次条から第二十七条までに定めるもののほか」を加え、「迅速かつ的確に」を「的確かつ迅速に」に改め、第四章中同条を第二十四条とする。

本則に次の三条を加える。

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為

が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 緊急対処事態対処方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

二 当該緊急対処事態への対処に関する全般的な方針

三 緊急対処措置に関する重要事項

3 前項第三号の緊急対処措置とは、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

一 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置

二 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

4 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、当該決定があつた日から二十日以内に国会に付議して、緊急対処事態対処方針につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、直ちに、緊急対処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。
  - 7 内閣総理大臣は、第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
  - 8 第五項の規定に基づく緊急対処事態対処方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る緊急対処措置は、速やかに、終了されなければならない。
  - 9 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施するに当たり、緊急対処事態対処方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
  - 10 第四項から第八項までの規定は、緊急対処事態対処方針の変更について準用する。ただし、緊急対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第五項、第七項及び第八項の規定は、この限りでない。
  - 11 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、緊急対処事態対処方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。
  - 12 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、緊急対処事態対処方針が廃止された旨及び緊急対処事態対処方針に定める緊急対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。  
(緊急対処事態対策本部の設置)
- 第二十六条 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、当該緊急対処事態対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、緊急対処事態対策本部を置いたときは、当該



緊急対処事態対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(準用)

第二十七条 第三条(第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。)、第四条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三条第三項中「、武力攻撃」とあるのは「、緊急対処事態における攻撃」と、第四条中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八条、第十三条第一項及び第十七条中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二条第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

附則第一項ただし書中「別に法律で定める日」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の施行の日」に改める。

附則第二項中「迅速かつ的確な」を「的確かつ迅速な」に改める。

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（第四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 〔略〕</p> <p>四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第三号に規定する武力攻撃危機事態をいう。</p> <p>五 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ロ(1)に規定する</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

危機事態武力攻撃をいう。

六 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動又は自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

七 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する武力攻撃を排除するために必要な行動）（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のためのものに限る。）及び同号に規定する危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針（事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）に基づき、自衛隊その他の指定行政機関（事態対処法第二条第五号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）が実施するものをいう。

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならない。

（地方公共団体との連絡調整）

四 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する行動）（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針（事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）に基づき、自衛隊その他の指定行政機関（事態対処法第二条第四号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）が実施するものをいう。

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならない。

（地方公共団体との連絡調整）

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置（事態対処法第二条第八号に規定する対処措置をいう。）に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

（合衆国軍隊の行為に係る通知）

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があった場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第一百五十一条第一項若しくは第二項又は第一百五十一条の規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

（自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施）

第十条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第一項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び前二項の規定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、補給（武器の提供を行う補給を除く。）、輸送（我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送を除く。）、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務を含む。）とする。

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置（事態対処法第二条第七号に規定する対処措置をいう。）に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

（合衆国軍隊の行為に係る通知）

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があった場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第一百五十一条第一項若しくは第二項又は第一百五十一条の規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

（自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施）

第十条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第一項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び前二項の規定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、補給（武器の提供を行う補給を除く。）、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

（損失の補償）

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両（合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。）により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十二条第一項

（損失の補償）

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両（合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。）により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十二条第一項

2  
〔略〕

(土地の使用等)

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2  
5  
〔略〕

2  
〔略〕

(土地の使用等)

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2  
5  
〔略〕

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「危機事態武力攻撃」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第五号、同条第七号、同条第八号ロ(1)、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。</p> <p>2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第八号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに同号ロ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動又は自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第四号、同条第六号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。</p> <p>2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第七号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第八条第一項第一号において同じ。）をいう。</p>

項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一項第一号において同じ。)をいう。

3～7 [略]

(港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置)

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2 [略]

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行ってもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4 [略]

(電波の利用調整)

3～7 [略]

(港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置)

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2 [略]

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行ってもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4 [略]

(電波の利用調整)



第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のもの、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第二百四条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百二十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第八号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 〔略〕

2 3 4 〔略〕

（緊急対処事態における特定公共施設等の利用）

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のもの、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第二百四条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百二十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第七号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 〔略〕

2 3 4 〔略〕

（緊急対処事態における特定公共施設等の利用）

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十五条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に

講ずるものとする。

講ずるものとする。

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び武力攻撃危機事態（同条第三号に規定する武力攻撃危機事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

れ当該各号に定めるところによる。

一 外国軍隊等 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、武力攻撃（武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）又は危機事態武力攻撃（同法第二条第八号ロ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。）を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二〇八 〔略〕

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃危機事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

（抑留対象者の取扱い）

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者（武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第三条第六号に規定する抑留対象者をいう。）がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

れ当該各号に定めるところによる。

一 外国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃（武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二〇八 〔略〕

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

（抑留対象者の取扱い）

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第四条に規定する抑留対象者をいう。）がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第二条 国は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第二条 国は、武力攻撃事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する</p>

重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。

2 [略]

3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下この条において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 [略]

三 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第三号に規定する武力攻撃危機事態をいう。

四 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ロ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。

五 敵国軍隊等 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

六 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

侵害又は危難から常に保護しなければならない。

2 [略]

3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。次号において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 [略]

[新設]

[新設]

三 敵国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

四 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ・ロ〔略〕

ハ 船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。))を除く。)であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第二条第三号に規定する外国軍用品等(二において「外国軍用品等」という。))を輸送しているものの乗組員(武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。)

ニ 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。))に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ〔略〕

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、ホに掲げる者と同じの任務に当たるもの

ト〔略〕

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団

イ・ロ〔略〕

ハ 船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。))を除く。)であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第二条第三号に規定する外国軍用品等(二において「外国軍用品等」という。))を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。)

ニ 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。))に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ〔略〕

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、ホに掲げる者と同じの任務に当たるもの

ト〔略〕

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が



体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール [略]

七 [略]

八 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ホ又はへに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ヌに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十二 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十三 二十 [略]

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた

正当に認められたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール [略]

五 [略]

六 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ホ又はへに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

七 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

八 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ヌに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 十八 [略]

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた

自衛隊の自衛官（以下「出動自衛官」という。）は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃危機事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

（抑留資格認定）

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定（抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第六号イからルまでのいずれに該当するかの認定を含む。以下「抑留資格認定」という。）をしなければならない。

（抑留資格認定に係る処分）

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（第三条第六号ロ、ハ又はニに掲げる者（以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。）を除く。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃又

自衛隊の自衛官（以下「出動自衛官」という。）は、武力攻撃が発生した事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

（抑留資格認定）

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定（抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第四号イからルまでのいずれに該当するかの認定を含む。以下「抑留資格認定」という。）をしなければならない。

（抑留資格認定に係る処分）

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（第三条第四号ロ、ハ又はニに掲げる者（以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。）を除く。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を

は危機事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3～5 [略]

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 [略]

三 抑留資格(抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第六号イ)からルまでの区分をいう。以下同じ。)

四・五 [略]

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者(捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官(防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であつて政令で定める者)をいう。以下同じ。)は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 [略]

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通

排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3～5 [略]

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 [略]

三 抑留資格(抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第四号イ)からルまでの区分をいう。以下同じ。)

四・五 [略]

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者(捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官(防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であつて政令で定める者)をいう。以下同じ。)は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 [略]

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通

信を試みることをその他の武力攻撃又は危機事態武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 〔略〕

(面会の停止等)

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 〔略〕

(基準の作成)

第三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一 三 〔略〕

2 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必

信を試みることをその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 〔略〕

(面会の停止等)

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 〔略〕

(基準の作成)

第三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一 三 〔略〕

2 防衛大臣は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準（以下「終了時

要な基準（以下「終了時送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二 〔略〕

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二 〔略〕

5・6 〔略〕

（重傷病捕虜等の送還）

第百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、捕虜収容所に收容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2～6 〔略〕

（武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における衛生要員及び宗教要

送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二 〔略〕

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二 〔略〕

5・6 〔略〕

（重傷病捕虜等の送還）

第百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、捕虜収容所に收容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2～6 〔略〕

（武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還）

員の送還)

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定められた人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

2 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者(次項において「交代要員」という。)に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者(第三条第六号ホに掲げる者に限る。)に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 [略]

(武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了後の送還)  
第四百十一条 [略]

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

2 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者(次項において「交代要員」という。)に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者(第三条第四号ホに掲げる者に限る。)に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 [略]

(武力攻撃事態終了後の送還)  
第四百十一条 [略]

(送還の特例)

第二百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第六号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2  
〔略〕

(領置武器等の帰属)

第二百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

(混成医療委員の指定)

第六十八条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に必要と認めるときは、他の措置をとるとともに第三十七条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定するものとする。

2  
〔略〕

(送還の特例)

第二百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2  
〔略〕

(領置武器等の帰属)

第二百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

(混成医療委員の指定)

第六十八条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に必要と認めるときは、他の措置をとるとともに第三十七条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定するものとする。

2  
〔略〕

